

令和3年10月1日

No.157

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



着任のご挨拶

練馬西税務署長 市川 康樹

仲秋の候、一般社団法人練馬西青色申告会の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で練馬西税務署長を拝命しました市川でございます。前任の大久保署長同様、ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

梶野会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃より税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

コロナ禍の影響もあつて、多くの公益事業や活動が自粛・見直しを余儀なくされる中、貴会におかれましては、青色申告制度の普及・定着や決算指導などの各種指導事業に取り組みられるとともに、小学生を対

象とした「税の書道展」などを継続して実施していただくなど、多岐にわたるご協力をいただいております。重ねて感謝申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化やICT化が進展し、ますます複雑・困難化しており、大きな変革期を迎えております。また、令和元年10月には、消費税率10%の改定と軽減税率制度が導入されてお

り、令和5年10月からは、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。

私どもといたしましては、こうした変化に対応しつつ、先般国税庁が公表しました「税務行政の将来

像」を見据えて、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていく所存です。

しかしながら、私どもの力のみではおのずと限界があり、従前以上に貴会のお力添えが不可欠であると考えております。皆様とはこれまで以上に相互理解・信頼関係の構築に努めてまいります。練馬西青色申告会の皆様におかれましては、税務の良き理解者として、そして私どもの良きパートナーとして、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

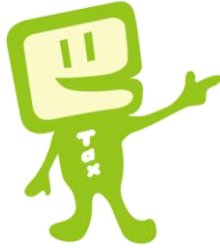
◆税務署 人事異動

転出	職 名	御 氏 名	転 出 先
	署 長	大 久 保 貴 之	浅 草 (酒 類 指 導 官 上 席)
	副 署 長	吉 澤 剛 史	局 徴 収 部 訟 務 官 室 (訟 務 官)
	総 務 課 長	草 野 良 夫	目 黒 (総 務 課 長)
	個 人 課 税 1 統 括 官	加 藤 俊 枝	局 総 務 部 税 務 相 談 室 (相 談 官)
	個 人 課 税 2 統 括 官	上 田 秀 樹	武 蔵 府 中 (個 人 2 統 括 官)
転入・留任	個 人 課 税 第 1 部 門 指 導 上 席	田 邊 智 史	総 務 部 情 報 処 理 5 (班 長)
	署 長	市 川 康 樹	局 課 税 一 部 企 画 調 整 官
	副 署 長	吉 見 聡 司	相 模 原 (副 署 長 法 人 担 当)
	総 務 課 長	大 園 篤 士	佐 原 (法 人 1 統 括 官)
	個 人 課 税 1 統 括 官	中 野 義 則	豊 島 (個 人 2 統 括 官)
	個 人 課 税 2 統 括 官	岸 洋 輝	局 査 察 部 査 察 3 0 (主 査)
留任	個 人 課 税 3 統 括 官	根 本 幸 一	留 任
	個 人 課 税 第 1 部 門 総 括 上 席	丸 山 亮 祐	留 任
	個 人 課 税 第 1 部 門 指 導 上 席	阿 南 賢	銚 子 (個 人 1 総 括 上 席)

消費税インボイス制度の登録申請受付開始！

令和3年10月1日登録申請受付開始

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！



★「e-Tax ソフト(WEB 版)」、「e-Tax ソフト(SP 版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能

★e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

【郵送の場合の送付先】（税務署ではありませんので、ご注意ください）

〒262-8514 千葉市花見川区武石町 1-520-3 東京国税局インボイス登録センター

インボイス制度に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

「軽減・インボイスコールセンター」

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
(<https://www.nta.go.jp>)

特設サイトへ



令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

インボイスとは？ ⇒ 売手が買手に対して、正確な消費税率・消費税額などを伝えるために発行する請求書のことです。適格請求書とも言います。

インボイス制度とは？ ⇒ 売手がインボイスを発行し、買手はインボイスを受領・保存することにより、消費税の仕入税額控除が適用できる制度です。

売手がインボイスを発行するには？ ⇒ 事前に登録申請を行い、適格請求書発行事業者（登録事業者）になる必要があります。

※令和5年10月1日から登録事業者になるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。また、課税事業者のみが登録可能となりますので、免税事業者は課税事業者となる必要があります。

インボイス〈例〉

請求書		① △△商店 登録番号(T12345...)
⑥ ○○様御中	11月分 43,600円	●●年11月30日
② 11月5日 11月8日	割りばし 20,000円 牛肉※ 20,000円	③
④ 合計 40,000円	消費税 3,600円	
10%対象 20,000円 8%対象 20,000円	消費税 2,000円 消費税 1,600円	⑤
※は軽減税率対象 ③		

【記載事項】（令和5年10月～）

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ インボイスの交付を受ける事業者の氏名または名称

★売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（交付したインボイスの写しを保存しておく必要あり）

★買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

複式簿記の 決算編講座

～ 3 時 間 コース ～

複式簿記で記帳されている場合、税務署へ提出する決算書を作成するには 12 月 31 日時点の試算表の残高をそのまま決算書へ記入するだけでは完成とはいえません。試算表から決算書を作成するためには、棚卸資産の整理、減価償却費の計算、経費の家事按分などの決算修正をする必要があります。

そこで、やさしいテキストを用いて合計残高試算表から決算書作成までの複式簿記の決算講座を実例に則って行います。出席回数は 1 回のみ、説明時間は 3 時間で終わりますのでぜひともご出席ください。

※なお、今回の講座は会計ソフトを使用しませんが決算についての理解ができますので、会計ソフトで入力されている方も是非ご出席ください。

(注) 不動産貸付の方は事業的規模（おおむね貸家は 5 件、アパートやマンションは 10 室）に該当しない方は、複式簿記による記帳をしても最高 65 万円の青色申告特別控除の適用は受けられませんのでご注意ください。

■ 日 時

	午前の部	午後の部
12 月 2 日(木)	9 時 30 分～12 時 30 分	1 時 30 分～4 時 30 分
12 月 3 日(金)	9 時 30 分～12 時 30 分	1 時 30 分～4 時 30 分

※講義内容は午前及び午後とも同じ内容です。

■ 会 場：(一社)練馬西青色申告会事務所 3 階会議室

■ 定 員：各 1 回につき 5 名まで(11/19 までにご予約ください) ■ 受講料：無料

申込先：(一社)練馬西青色申告会 ☎03-5387-6211

会員税理士・弁護士・司法書士による

無 料 個 別 相 談 会

■ 対象者：今年土地、建物を売却した方で申告の仕方がわからない方。

相続・贈与等の申告でお悩みの方

身の回りの法律問題（相続・遺言・遺産分割/不動産売買/借地借家/

交通事故/金銭問題/離婚/会社経営など）についてお悩みの方

土地、建物の相続・贈与等の名義変更、抵当権抹消等の登記。

成年後見制度について相談したい方。

※申込締切 10/25 まで

■ 日 程：

税理士(午前・午後)	弁護士(午後のみ)	司法書士(午後のみ)
11/2(火)・11/4(木)	11/19(金)	11/17(水)

■ 時 間：午前の部 9時30分～12時30分まで

午後の部 2時00分～ 4時45分まで

※一人あたり45分程度

■ 会 場：練馬西青色会館 3 F 並びに 1 F 会議室

※必ずマスクの着用をお願いします。

申込先：(一社)練馬西青色申告会 ☎03-5387-6211

年末調整の個別相談会は令和4年1月11日まで

〈年末調整とは〉

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の一年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

その一年間の給与総額が確定する年末に納めなければならない給与総額についての税額(年税額)とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」といいます。

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

- 期 間： 令和3年12月13日～令和4年1月11日(第2第4土曜・日曜祭日を除く。尚、令和3年12月29日～令和4年1月4日までは休業となります。)
- 会 場： 一般社団法人練馬西青色申告会事務所
- 必要な書類： 一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書(年末調整関係書類は10月下旬に送付される予定です。)生命保険料、地震保険料、国民年金保険料等の控除証明書

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円

※返済期間：運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

2022年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.21% (2021年9月1日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望の添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第1金曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

＼ 入ってよかった! ／



中退共の退職金制度

事業主
の声

従業員との
信頼関係も厚く、
人材の定着に
つながっています

退職後の
保証があるので
安心して働けます

従業員
の声

掛金が
全額非課税なので、
節税にも
つながりました



パートの私も
加入してもらい、
新たにやる気が
出てきました

半世紀で100万社以上が利用

安心と信頼の退職金制度です!

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートさん用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

ちゅうたいきょう

中小企業退職金共済事業本部

略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211